

第11回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成30年2月9日(金) 午後3時から午後5時10分

2. 開催場所 コスモスプラザ2階 視聴覚室

3. 出席委員 (20名)

持山 英幸 会長	平田 昇 委員
平山 正行 会長代理	北村 博美 委員
井上 治康 委員	上田 忠夫 委員
北原 康徳 委員	行武 芳明 委員
岡部 貢 委員	矢野 榮 委員
倉掛 正則 委員	藤井 貢 委員 (欠席)
平山 雅章 委員	八尋 徳幸 委員
川上 富男 委員	下村 喜美子 委員
山本 政明 委員	行武 勇吉 委員
山口 弘行 委員	池松 和義 委員
メ野 芳江 委員	

4. 付議事項

議事

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 経営主変更承認届について
- 議案第1号 平成30年2月期農用地利用集積計画の審議について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(農委会処分)
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について(県知事処分)
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について(県知事処分)
- 議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について
- 議案第6号 農地の賃借料情報の提供について

その他

5. 議事録署名人に指名された委員の氏名

山口 弘行 委員、 メ野 芳江 委員

6. 事務局出席者

事務局長 近藤 亮太、 係長 谷口 謙司、 林田 真弓

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>ただ今から、平成29年度第11回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。</p> <p>なお、17番 藤井委員から欠席届が出ておりますが、現在の出席数は委員定数21名の過半数を超えておりますので総会は成立しております。</p> <p>それでは、農業委員憲章を全員で読み上げたいと思いますので、ご起立の程よろしくお願い致します。</p> <p>(全員で農業委員憲章を読む)</p>
事務局	<p>ご着席をお願いします。</p> <p>次第2、会長挨拶でございます。会長よろしくお願い致します。</p>
会 長	<p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしくお願い致します。</p>
会 長	<p>議事録署名人の指名を致します。10番 山口委員と11番 メ野委員にお願いを致します。</p>
事務局	<p>よろしくお願い致します。それでは次第4付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めていただきますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>それでは、付議事項にはいります。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書1ページをお開き下さい。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条通知。本日付、会長名でございます。</p> <p>(報告第1号 番号1～番号2を読み上げる)</p>
事務局	<p>以上ご報告申し上げます。</p>
議 長	<p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わりました。これから質疑に入りますが、質問をされる方は挙手のうえ委員席番号と氏名を述べて発言をお願い致します。</p> <p>それでは、報告第1号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、報告第1号は承認されたものとして次にまいります。</p> <p>報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書4ページをお開きください。</p> <p>報告第2号 経営主変更承認届について、上記について次のとおり報告する。本日付、会長名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。</p>

	(報告第2号 番号1～番号5を読み上げる)
事務局	以上ご報告申し上げます。
議長	報告第2号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。 それでは、報告第2号について何か質問はありませんか。
	(質問なし)
議長	ないようですので、報告第2号は承認されたものとして次にまいります。 議案第1号 平成30年2月期農用地利用集積計画の審議について、事務局より説明をお願い致します。
事務局	議案書4ページをお開きください。 議案第1号 平成30年2月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとおり審議を求める。本日付け、会長名でございます。
	(議案第1号を読み上げる)
事務局	以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申し上げます。
議長	議案第1号 平成30年2月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。 それでは、何か質問はありませんか。
	(質問なし)
議長	ないようですので採決に移ります。 議案第1号に賛成の方は挙手をお願い致します。
	(全員賛成)
議長	議案第1号は全員賛成にて可決を致します。次にまいります。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について審議にはいりますが、16番が申請人となっている事案ですので、筑前町農業委員会会議規則第10条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。
	(16番の退席を確認して)
議長	それでは、議案第2号の番号1について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書8ページをお開き下さい。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 3条農業委員会許可分 本日付会長名でございます。理由 農地法第3条の規定による許可申請書が農地法施行令第3条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。
	(番号1を読み上げる)
事務局	場所につきましては、別紙の配置図2ページ、3ページをご覧ください。

	次に審査基準につきましては、10ページの調査書 番号1をご覧ください。 以上ご提案申し上げます。
議長	議案第2号の番号1について、事務局の説明が終わりました。 それでは、質問はありませんか。 (質問なし)
議長	質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号1に、賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)
議長	議案第2号の番号1は全員賛成にて可決を致します。 審議が終わりましたので、16番は、入室・着席してください。 (16番の着席を確認して)
議長	次にまいります。 議案第2号の番号2について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(番号2を読み上げる) 場所につきましては、別紙の配置図4ページをご覧ください 次に審査基準につきましては、10ページの調査書 番号2をご覧ください。 以上 ご提案申し上げます
議長	議案第2号の番号2について、事務局の説明が終わりました。 次に農地法3条の許可申請で譲受人が新規就農者の場合には、譲受人本人より、直接、営農計画等の説明を求めています。本日総会にお呼びしております。 『申請人』さんの入室をお願いします。 (入室後に) それでは、農地取得後の営農計画について、本人より、ご説明をお願いします。
申請人	このたび、第3者継承の事業に基づいて、新規就農することになりました〇〇です。 農地取得に関しましては、現段階は譲渡人の牛舎と土地と牛を購入するかたちをとっています。今、牛が30頭程いますが、今後の目標は40頭まで増やせたらと考えております。 また、頭数が増えてくると堆肥の問題がでてくると思いますが、譲渡人と耕畜連携を結んでゆくゆくは近くの農家さん達にも耕畜連携を結べたらと考えております。
議長	申請人さん、ありがとうございました。 それでは、何か、ご質問はございませんか。
2番	購入する資金計画と、資金返済計画と牛の使用理由の説明をお願いします。
申請人	購入する資金は、金融機関から3千万借入し、12年間で返済する計画です。牛は乳用牛として飼育していきます。
2番	分かりました。
議長	他に質問はありませんか。

9 番	米・麦・大豆は作られますか。
申請人	米・麦・大豆は、譲渡人が作られます。牛舎と牛を購入します。
9 番	分かりました。
議長	他に質問はありませんか。
	(質問なし)
議長	質問がないようです。 申請人さん、ご説明ありがとうございました。退室をお願いします。 それでは、採決に移ります。議案第2号の番号2に、賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議長	議案第2号の番号2は全員賛成にて可決を致します。次にまいります。 議案第2号の番号3について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(番号3を読み上げる)
	場所につきましては、別紙の配置図5ページをご覧ください 次に審査基準につきましては、11ページの調査書 番号3をご覧ください。 以上 ご提案申しあげます
議長	議案第2号の番号3.について、事務局の説明が終わりました。 番号3については譲受人が町外在住者で今回初めて筑前町において農地を取得される場合、 譲受人本人より、直接、営農計画等の説明を求めています。本日総会にお呼びしております。 『申請人』さんの入室をお願いします。
	(入室後に) それでは、農地取得後の営農計画について、本人より、ご説明をお願いします。
申請人	今回申請しております農地については、3年前からリュウノヒゲを栽培しております。イノシシ、シカの被害等に悩まされてきました。ようやく、補助事業が成立しましたので、現在、メッシュの柵の工事をしております。天気が良くなれば2月の中旬頃までには完成すると思えます。柵が出来ることによって、再度、経営の見直しが出来ると思っています。みなみの里のリュウノヒゲはJAあさくらの方から私の物が出荷されています。他にJAとまと、三連水車の道の駅、原鶴の道の駅、JAひばる等に出荷しております。経営を拡大しようと思購入をする事にしました。よろしくをお願いします。
議長	それでは、何か、ご質問はございませんか。
6 番	シバ、リュウノヒゲ等は平地で作るのが普通だと思いますが、これだけイノシシ等の被害のある山の中でリュウノヒゲの栽培を、お金をかけてまで作られるのか理由を教えてください。
申請人	園芸連のジュース工場の裏に50アールほど栽培しています。1年目は、非常に寒さが厳しくリュウノヒゲの葉先が白く枯死しましたが、2年目は新芽がでて栽培ができることがわかり、現在は寒くてもリュウノヒゲが枯死しなくなりました。シカやイノシシの被害が多いので対策をする事にしました。そうすれば、栽培に影響はないと思われます。以上です。

議 長	<p>それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようです。</p> <p>申請人さん、ご説明ありがとうございました。退室をお願いします。</p> <p>それでは、採決に移ります。</p> <p>議案第2号の番号3に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号3は全員賛成にて可決を致します。次にまいります。</p> <p>議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1について審議にはいります。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書12ページをお開きください。</p> <p>議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 4条知事許可分 本日付 会長名でございます。</p> <p>理由 農地法第4条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第7条第1項の規定により提出されたので、審議を求めます。</p> <p>(番号1を読み上げる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>申請地は平成29年6月10日の農業委員会総会議案第6号の番号1において農業振興地域整備の変更の意見が求められ、除外の承認がなされている箇所になります。</p> <p>申請人は申請地10,308㎡にクヌギ3,000本を植林する計画での転用申請です。</p> <p>尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、周囲を農地以外の土地に囲まれ、周辺農地との集団性はなく、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小規模な区域内にある農地であることから第2種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
18番	<p>今は雑木が多少生えておりますが、一昨年までは、梨が植えてありました。一人では仕事ができないという事で、畑を山林に戻してクヌギを植えるという事です。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>2～3年前から手入れをされていないところで、何度か現場を見に行ったんですが、クヌギなど植えて、山林にした方がいいのではないかという事で、問題はないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>

議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号1は、全員賛成にて可決を致します。次にまいります。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書13ページをお開きください。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5条知事許可分 本日付会長名でございます。 理由 農地法第5条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第15条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号1を読み上げる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は現在、広島市に借家住まいですが、筑前町に自己の住宅を建築し居住するための転用申請です。建物としましては、木造平屋、建築面積123.07㎡の住宅を建設される計画となっております。尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、南側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。既存の集落に接続して建築される住宅であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
3 番	<p>場所が10ページの字図で、〇〇番が〇〇生コン会社で申請地はその西になります。隣地の境界の方々の了解も得てあります。上水や雨水の排水は前にある道路に接して流すとの事で、問題はないと思いますのでよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>別にありません。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第4号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第4号の番号1は、全員賛成にて可決を致します。</p>

<p>事務局</p>	<p>次にまいります。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号2について、事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(番号2を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は現在、実家住まいですが、現在の住居では手狭であることから、申請地を購入して住宅を建築するための転用申請です。 建物としましては、木造平屋建て、建築面積155.26㎡の住宅を建設される計画となっています。尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、おおむね500m以内にならずな保育園となかしま小児科内科医院の二つがあり、北側には、上水道管と下水道管を埋設した幅員4m以上の道路に接している農地であることから、農地の区分は第3種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
<p>議長 15番</p>	<p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号2について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p> <p>譲受人はペットの美容室をしてありますが、その横というか後になります。上水道、下水道もそろっております。以上です。</p>
<p>議長 会長代理</p>	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p> <p>何か月前に申請地の隣を承認していますので、問題はないと思います。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第4号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
<p>議長</p>	<p>議案第4号の番号2は、全員賛成にて可決を致します。 次にまいります。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号3について、事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(番号3を読み上げる)</p>
<p>事務局</p>	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は申請地の隣地である安野〇〇番地〇において重機の販売・リース業を営んでおり本店は大野城市にあります。今回、支店業務の拡張の為、申請地及び一体利用地である隣地の宅地975㎡を合せた4,910㎡に建築面積128㎡の事務所と420㎡の車庫及び重機置場と駐車場を整備する計画となっています。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、西側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。既存の集落に接続して整備される、</p>

	<p>周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号3について、事務局の説明が終わりました。現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
2番	<p>重機置場にするという事ですが、修理もされてありますので、雨水とか少し油もでると思いますがある程度泥止めしてくださいと伝えてあります。水利関係につきましては四三嶋地区、安野地区から許可を得ていますので問題はないと思います。以上です。</p>
議長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>2番が言われたように水利関係が了解されていけば問題はないと思います。申請地の上あたりが廃棄物置き場になっており、景観がよくないので、今後、景観が悪くならないように注意していればいいと思います。以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p>
9番	<p>申請地の横の田んぼが低いんですが、今言われた、溜柵や水路、排水等が、オーバーフローすると油が一気に流れる恐れがありますので、溜柵関係は確認してからつけて頂き、農地の被害が出ないようにして頂きたいと思います。産廃置場のようにになっている所が、景観を損なわないように、できるなら確約を頂くなどして頂きたいです。お願いします。以上です。</p>
事務局	<p>こちらの議案につきましては、3,000㎡を超えており、建物がありますので、県の開発の許可も入ってくると思います。9番からご指摘頂きましたように、皆さんにお渡している資料には間に合っていないんですが、水路が、3分の2ぐらいU字溝が入っており、溜柵には500×1,180が1箇所、それから、大きい道に面した方には水路がありますが、その水路を通過して西側の水路に合流するようになっています。今のところ、そういう計画になっています。業者に、今回の意見を伝えます。以上です。</p>
議長	<p>他に質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第4号の番号3に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第4号の番号3は、全員賛成にて可決を致します。</p> <p>次にまいります。議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書14ページをお開きください。</p> <p>議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について 上記について、次のとおり提出する 本日付 会長名でございます。</p> <p>理由 下記の者から農地移動適正化あっせん申出書が提出されたので、筑前町農地移動適正化あっせん事業実施要領5の規定に基づき、あっせん委員の選任について審議を求める。</p>

	(番号1を読み上げる)
事務局	あっせん委員 行武芳明委員、井上委員 場所につきましては、別紙の配置図、18ページをご覧ください。 以上、ご提案申しあげます
議長	議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局の説明が終わりました。 それでは、ご質問はありませんか。
	(質問なし)
議長	質問がないようですので採決に移ります。 議案第5号に賛成の方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
議長	議案第5号は全員賛成にて可決を致します。 次にまいります。議案第6号 農地の賃借料情報の提供について、事務局より説明をお願い致します。
事務局	議案書15ページをお開きください。 議案第6号 農地の賃借料情報の提供について 上記について、次のとおり提出する。本日付 会長名でございます。 理由 農地法第52条の規定により、農地の賃貸借契約を締結する場合の目安として、情報を提供するため、平成29年1月から同年12月までの農用地利用集積計画等から算出した賃借料について、下記のとおり、審議を求める。 筑前町賃借料情報 平成29年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料(10アール当たり)は、以下のとおりとなっております。本日付 筑前町農業委員会 農地の区分 ほ場整備区域内の田 10,700円、 ほ場整備区域外の田 10,300円、 全域の畑 9,400円 この賃借料情報は、実勢の集計値であり拘束力はなく、賃借料を決定するための目安として、提供するものですから、実際の契約の際には、貸し手と借り手の両者でよく、協議したうえで締結していただくこととなります。 山間部については、平成29年1月から12月までに締結された賃貸借の利用権設定は5件未満であったために、平均額は掲載しておりません。 以上、ご提案申しあげます
議長	議案第6号 農地の賃借料情報の提供について、事務局の説明が終わりました。 それでは、何か、ご質問はありませんか。
	(質問なし)
議長	ないようですので、採決に移ります。 議案第6号 に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議長	議案第6号は、全員賛成にて可決を致します。

事務局	<p>以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。 次第5、次第6、次第7を順に事務局より説明及び進行をして下さい。</p>
事務局	<p>次第5 その他</p>
事務局	<p>次第6 今後の日程について</p>
会長代理	<p>次第7 閉会、閉会のことばを会長代理よりお願い致します。</p> <p>これをもちまして、第11回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">17:10 終了</p>